

**下請中小企業自立化基盤構築事業について
(平成25年度)**

**中小企業庁取引課
平成25年8月**

中小企業庁 取引課
03-3501-1669

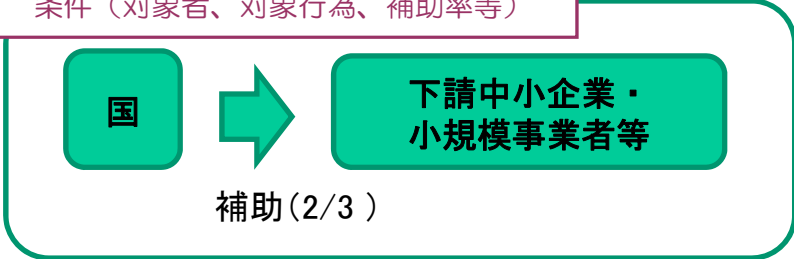
事業の内容

事業の概要・目的

○円高の継続、新興国企業とのコスト競争などを背景として、親事業者の生産拠点の海外移転や国内での集約化等が進み、製造業の下請事業者を中心に受注が減少するなど、厳しい状況に直面しています。

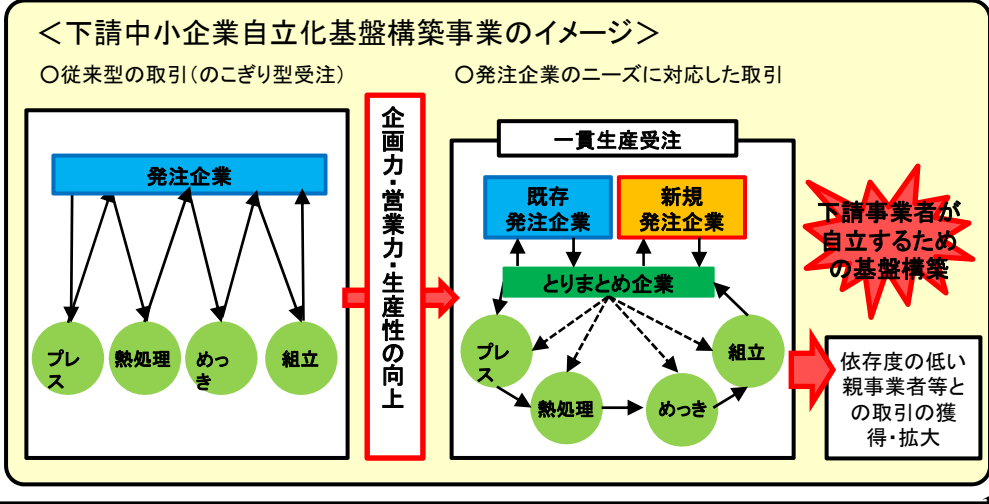
○そのため、既存の親事業者との取引の減少に対応できるよう取引関係を多様化して、経営の安定や従業員の雇用の維持を図るため、取引先のニーズを把握した上で対応するための企画・提案力を獲得し、取引の拡大を図る取組を支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

- 1. 下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業**
○親事業者の生産拠点が閉鎖された、または閉鎖が予定されている地域の下請小規模事業者等が行う、新分野への進出等による取引先の多様化のための設備導入・展示会出展等の費用を補助します。
(補助上限500万円、補助率2/3)
- 2. 下請中小企業自立化基盤構築事業**
○改正下請中小企業振興法の認定を受けた事業計画について、中小企業グループが、メンバー相互の経営・技術のノウハウを活用して行う、下請構造からの自立化のための取組に対し、連携体構築に係るソフト事業、共同受注用の生産工程管理システムの構築・設備導入・展示会出展等の費用を補助します。
(補助上限2,000万円、補助率2/3)



1. 下請中小企業自立化基盤構築事業の概要

【背景】

- 新興国企業とのコスト競争などを背景として、親事業者の生産拠点の海外移転や国内での集約化等が進み、製造業の下請事業者を中心に受注が減少するなど、厳しい状況に直面しています。
- そのため、既存の親事業者との取引の減少に対応できるよう取引関係を多様化して、経営の安定や従業員の雇用の維持を図るため、取引先のニーズを把握した上で対応するための企画・提案力等を獲得し、取引の拡大を図る取組を支援します。

【目的】

本事業は、下請中小企業グループが、メンバー相互の経営資源を活用して行う、自立化に向けた取組みを支援することで、下請中小企業の振興と経営の安定に寄与することを目的としています。

【概要】

予算額：7億円の内数（平成25年度）

補助対象：下請中小企業振興法の特定下請連携事業計画の認定を受けた事業者

※法認定については、P3, 4参照。法認定と補助事業の審査は別に行われます。

補助額：上限額2000万円（下限額100万円）

補助対象経費の2/3以内

（注1）補助金適化法に基づき、交付決定前に着手したものは補助金の交付対象とはならない。

（注2）交付決定後速やかに事業着手し、平成26年3月末までに完了すること。

(参考1) 下請中小企業振興法の一部改正の概要

背景

- 親事業者の海外展開や国内での集約化等が進み、下請中小企業は厳しい状況に直面している。
- 他方、顧客の需要に対応した商品・サービスの提供(課題解決型ビジネス)を行う下請中小企業の業況は比較的好調である。
- 下請中小企業が、課題解決型ビジネスの展開に向けた新事業活動を行うことにより、自立的に取引先の開拓を図ることが急務。

1. 「特定下請連携事業計画」の創設

- 新たに、国が認定して支援を行う「特定下請連携事業計画」を創設する。

※特定下請連携事業計画・・・2以上の特定下請中小企業が有機的に連携して新事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者との取引を開始・拡大し、特定親事業者への依存の状態の改善を図る計画。

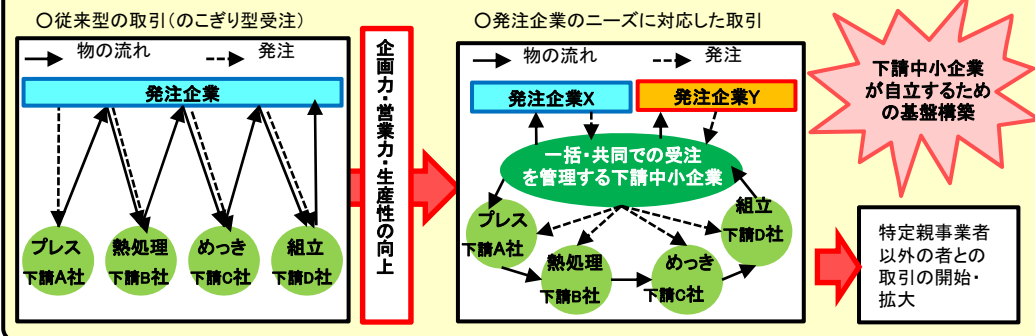
2. 支援措置

- ① 中小企業信用保険法の普通保険、無担保保険、特別小口保険の別枠の設定
- ② 資本金が3億円を超える下請事業者等を中小企業投資育成株式会社の投資対象に追加
- ③ 下請企業振興協会による協力(例:下請企業振興協会による下請取引あっせん)

3. 振興基準で定める事項の追加

- 計画の認定基準及び当該計画の円滑な実施のため、親事業者、下請事業者それぞれの協力・努力に関する事項として、「下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項」等を追加。
- 振興基準を定めるに当たっては、小規模企業者の下請取引の実態等の事情を勘案することを明記。

1. 「特定下請連携事業計画」の対象となる取組の例



(参考) 予算・金融上の措置

- ① 下請中小企業が行う課題解決型ビジネス等の取組に対する補助金
【7億円(内数) 補助上限:2,000万円 補助率2/3】
- ② 日本政策金融公庫による融資【低利融資制度:特別利率③】

下請中小企業数(製造業)の推移 (社)

	平成18年	20年	22年	18年-22年 増減 (%)
製造業	61,051	66,369	49,042	▲12,009 (▲19.7%)
うち小規模事業者	45,082	49,933	37,434	▲7,648 (▲17.0%)

中小企業実態基本調査(再編加工)

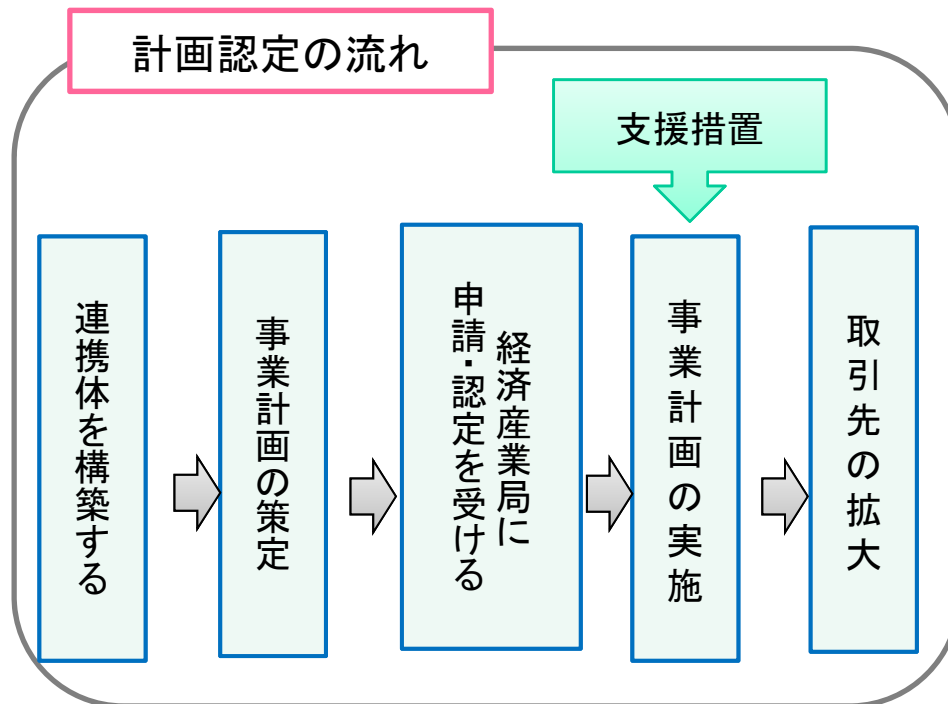
特定下請連携事業計画認定制度(法第8条)

2以上の特定下請事業者(※1)が、有機的に連携し、新製品の開発や新たな生産方式の導入等の新事業活動を行うことにより、既存の親事業者以外の者との取引を開始・拡大することで、特定の親事業者への依存の状態の改善を図る「特定下請連携事業計画」を作成し、国の認定を受けたものについて、金融上の助成措置等の支援(※2)を講じるものです。

※1 特定下請事業者とは、「下請事業者のうち、その行う事業活動についてその相当部分が長期にわたり特定の親事業者との下請取引に依存して行われている状態として経済産業省令で定めるものにあるもの」をいいます。

※2 補助事業等の支援措置は、法認定を受けた後に別途審査を行った上で決定されます。

計画認定の流れ



計画認定のポイント(予定)

- ・組織体制
 - ・リーダーシップ
 - ・課題解決型ビジネス
- 等が事業計画上明確になっていることが必要です。

連携活動を行うにあたっての参考資料

中小企業連携ナビ(平成25年6月14日)
<http://www.meti.go.jp/press/2013/06/20130614002/20130614002.html>

2. 補助対象

【補助対象】

法認定を受けた特定下請連携事業計画を実施するために必要となる、メンバー相互の経営・技術のノウハウを活用して行う、下請構造からの自立化のための取組に対し、連携体構築に係るソフト事業、共同受注用の生産工程管理システムの構築・設備導入・展示会出展等の費用を補助します。

【補助対象経費（予定）】

経費区分	経費内容
事業費	①謝金
	②旅費
	③借損料
	④連携構築費
	⑤産業財産権等取得費
	⑥雑役務費
	⑦委託費
販路開拓費	⑧展示会等出展費
	⑨広報費
	⑩委託費
試作・開発費	⑪原材料費
	⑫借損料
	⑬機械装置等製作・購入費
	⑭試作費
	⑮実験費

【補助対象要件（予定）】

- 特定下請連携事業計画の法認定を受けていること
- 下請中小企業者が主体的に参画した取組であること
- 下請中小企業者の製品や技術等をベースとしていること
- 補助事業を遂行するために必要な能力を有すること

3. 審査方法

○補助対象事業の選定にあたっては、有識者から構成される第3者委員会による審査を踏まえて決定する

【審査にあたっての主な考慮事項（予定）】

以下の事項を中心に審査を行う予定

- ①認定計画との整合性
- ②組織体制の整備状況
- ③事業の妥当性
- ④事業の確実性
- ⑤事業の有用性
- ⑥事業の収益性

※その他、小規模事業者のグループについて考慮

4. 今後のスケジュール（予定）

以下のスケジュールを予定。

8 月中

事前説明会実施

（法認定に係る相談を並行的に随時実施）

9 月上旬～中旬

公募開始

（法認定申請は9月20日開始予定）

9 月末～10 月初旬

公募締切り

10 月上旬

第3者委員会による審査

10 月中旬

採択事業の決定（公表）

※現時点で予定しているスケジュールのため、変更となる場合があります。

※法認定を受けた計画全てが補助事業として採択されるのではなく、補助事業については別の申請及び審査を経た上で、採択事業が決定されますのでご注意ください。

補助事業に関する受付及びお問い合わせ先

名称及び担当課	所在地及び連絡先電話番号	所轄する都道府県名
経済産業省 中小企業庁 事業環境部 取引課	TEL: 03-3501-1669	申請資料の提出は、事業実施場所を管轄する経済産業局へご提出ください。
北海道経済産業局 産業部中小企業課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 TEL: 011-709-3140	北海道
東北経済産業局 産業部中小企業課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台第1合同庁舎 TEL: 022-221-4922	青森県・岩手県・宮城県 秋田県・山形県・福島県
関東経済産業局 産業部中小企業課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL: 048-600-0321	茨城県・栃木県・群馬県 埼玉県・千葉県・東京都 神奈川県・新潟県・長野県・山梨県・静岡県
中部経済産業局 産業部中小企業課 下請代金検査官室	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL: 052-951-0400	愛知県・岐阜県・三重県 富山県・石川県
近畿経済産業局 産業部中小企業課 下請取引適正化推進室	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 TEL: 06-6966-6037	福井県・滋賀県・京都府 大阪府・兵庫県・奈良県 和歌山県
中国経済産業局 産業部中小企業課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 TEL: 082-224-5661	鳥取県・島根県・岡山県 広島県・山口県
四国経済産業局 産業部中小企業課	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎7階 TEL: 087-811-8529	徳島県・香川県・愛媛県 高知県
九州経済産業局 産業部中小企業課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎 TEL: 092-482-5450	福岡県・佐賀県・長崎県 熊本県・大分県・宮崎県 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館9階 TEL: 098-866-1755	沖縄県